





セーフガードをどう見るか

—自由貿易と消費者の関係を考える—

慶應義塾大学産業研究所
石岡 克俊





はじめに

- 昨年末以来、セーフガード措置をめぐる話題が新聞やテレビを賑わしています。その対象商品を見ると、ねぎや生しいたけなどの野菜やニットやタオルなどの繊維製品です。どれも消費者にとって身近な商品なのに、セーフガードという国際貿易上の問題になった途端、何だか遠い存在になってしまいます。
- しかし、国際貿易の問題であろうと、消費者自身の問題に違いありません。消費者の立場からこの問題をどう見ればよいか、考えていくことにしましょう。





ドキュメント: セーフガード措置の現段階

	農産物 (ねぎ、生落葉、葉巻)	繊維 (タオル)	鋼材	その他の商品
00/12/22	1品目セーフガード調査開始			
01/02/26		繊維セーフガード発動要請		
01/04/16		セーフガード調査開始		
01/04/23	2品目暫定セーフガード発動			
01/05/09				産権審特殊貿易措置小委提言
01/06/22				輸送特別関税 (中国)
01/07/03-04				日中局長級協議
01/07/27			鋼材緊急措置発動	
01/09/04	意見調査公表	意見調査公表		
01/10/11		繊維発動9ヶ月延長 (15日から)		
01/10/15		セーフガード措置発動延長		
01/11/08	暫定セーフガード延長			
01/11/09-13				中国WTO加盟承認



セーフガード措置とは、いったい何？

●セーフガード措置：緊急輸入制限措置

- ある特定の商品の輸入が増加し、その結果、これと競合する商品を生産する国内産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある場合に、これらの商品の流入を一時的に抑えることを目的として政府により実施される関税の賦課ないし輸入数量の制限をいう。



セーフガード措置の法的根拠

●国内法令

- 外国為替及び外国貿易法・輸入貿易管理令（輸入数量割当）
 - ・貨物の輸入の増加に際しての緊急の措置等に関する規程
 - ・繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急の措置に関する規程、及び同実施ガイドライン
- 関税定率法・緊急関税等に関する政令・関税暫定措置法（緊急関税制度）

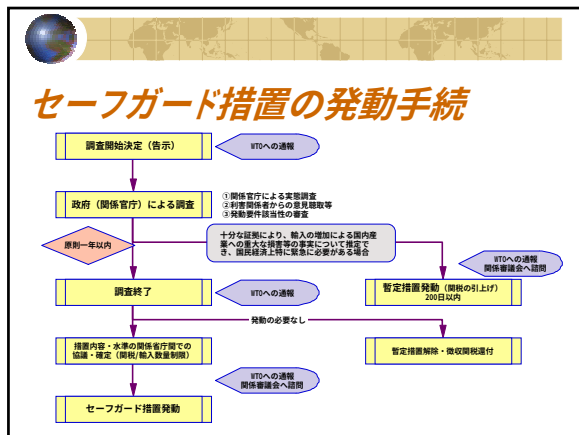
●国際条約・協定

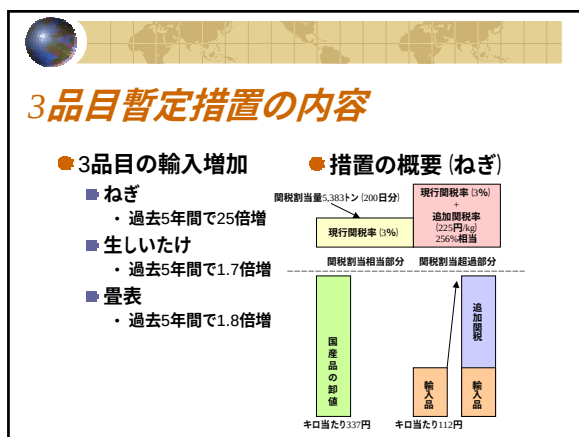
- ガット19条
- WTO・セーフガードに関する協定
- WTO・農業協定5条
- WTO・繊維及び繊維製品（衣料品を含む）に関する協定



セーフガード措置の3類型

	一般セーフガード (SG)	特別セーフガード (SSG)	繊維セーフガード (TSG)
措置内容	関税引上げ（関税割当を含む） ・なお、税額の上限は内外価格差まで 輸入数量制限 ・なお、直近3年間の平均輸入数量以上	関税引上げ ① 数量ベース（通常関税の1/3の追加関税） ② 価格ベース（下落率に応じて最大52%の追加関税）	輸入数量制限 ・前年度、協定数量が行われた月に先立つ2ヶ月間に終了する12ヶ月間の輸入、輸出実績 ・前年度以降、原則年率6%を下回らない伸び率
対象品目	全品目（鉱工業製品、農林水産物）	UR合意関税化品目（農産物）	基本的にMFA対象の繊維・衣料全般
発動要件	① 外国における価格の低下その他予想されなかった事情の変化による輸入の増加があること ② 輸入の増加により国内産業に重大な損害又はそのおそれが生じていること ③ 関係国と緊急に必要があること	① 数量ベース（輸入基準数量を超える輸入の増大） ② 価格ベース（発動基準価格を下回る輸入価格の増大）	① 総輸入の増大に基づく（国内産業に対する重大な損害又はその被害のおそれの発生） ② ①の原因となっている適用対象国の特定
発動手続	関係国による調査（原則一年以内）	自動発動	関係国による調査（2ヶ月以内）
発動期間	原則4年以内、延長しても最長8年以内（暫定措置期間を含む）	① 数量ベース（12ヶ月から当該年度末まで） ② 価格ベース（条件を満たした船舶毎に単位）	延長なしの4年又は協定品目がガットに統合されるまでのいずれか早い方
暫定措置	関税引上げのみ200日以内	—	輸入制限措置暫定適用（数量制限）
法的根拠	ガット19条・WTOセーフガード協定・関税定率法・緊急関税等に関する政令・外為法・輸入貿易管理令	WTO農業協定5条・関税暫定措置法	WTO繊維協定・外為法・輸入貿易管理令・繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急の措置に関する規程・同実施についてのガイドライン
その他	補償措置・対抗措置	一般セーフガードとの併用不可	繊維貿易を段階的にガットの規律の下に統合することが望み（WTO協定発効から10年間）





- ## セーフガード措置の本質・狙い
- セーフガード措置の基本的性質
 - 自由貿易の一般ルールに対する例外
 - ・ ガット枠外での措置を禁止し、ガットの規律の下に取り込むことを企図（輸出自主規制などの禁止）
 - 経済構造の調整に重点を置く「暫定的」措置
 - セーフガード措置の狙い
 - 「チャンス」と「時間稼ぎ」また別の名を「先送り」
 - 国内産業の競争力の改善
 - 生産資源の他分野へのシフト



セーフガード措置発動の是非

－利害関係者からの意見表明－

- タオル
 - 賛成:39%、反対:34%
- ねぎ
 - ほとんど全てが賛成
- 生シイタケ
 - ほとんど全てが賛成
- 畳表
 - 賛成:67%、反対:33%
- 消費者・販売業者の一部に発動に対する慎重論
- 生産者
 - 発動賛成 (食料安全保障・農業の多面的機能)
- 販売者
 - 農協を中心に発動賛成
- 輸入業者
 - 商社や関税割当への批判
- 消費者
 - 発動賛成 (国内自給率の向上、食料安全保障、農業の多面的機能の維持)
 - 発動強いて反対せず
 - 外交交渉の活用



セーフガード措置を考える視点

- 自由貿易の平和への貢献
 - 経済的相互依存によるメリットの享受
- 経済的相互依存の現実
 - Not "Made in China", It's a "Made in China by Japanese" (中国報復措置の歪み)
- セーフガードという緩衝装置
 - 構造改善の可能性 (わが国のキノコ生産の伸び)
 - 措置の有効性



セーフガード措置制度の問題点

- あれもない、これもない。
 - 消費者価格への転嫁の実態を公表・監視する仕組み
 - 措置の有効性 (特に構造改善の動向について) を評価する仕組み
 - 措置発動の評価・決定手続の透明性・中立性・独立性に向けて (審議会で十分か?)



まとめにかえて

—セーフガード措置の今後—

●今後の動き

- 中国のWTO加盟を待って、紛争処理委員会（パネル）に提訴？
- 対中セーフガード創設の動き
 - ・ 中国加盟後12年間の経過措置として中国からの輸出品だけを対象にした緊急輸入制限措置の創設
 - ・ 繊維セーフガードの発動期間延長（2004年→2008年）
- 通商政策に関するわが国の一貫した姿勢の必要
